

年に1度の

狂犬病予防注射

を受けましょう!!

愛犬の



狂犬病は恐ろしい
病気です!

■狂犬病とは?

平均30日の潜伏期間の後に発症します。初期は風邪に似た症状で、咬まれた部位に異常感覚が見られます。不安感、恐水症状、興奮、麻痺、錯乱などの神経症状が現れ、数日後に呼吸障害で死亡します。発症してしまつと100パーセント死亡する恐ろしい病気です。

■感染経路は?

感染した犬などに咬まれるなどして唾液中のウイルスに感染します。日本では昭和32年以降発生はありませんが、海外では今でも発生事例があります。

■予防するには?

万一の発生に備え、日本では飼犬に必ず年に1回、狂犬病予防注射の接種を受けさせることが義務になっています。



動物と接する場合には
注意すること

●過剰なふれあいを控える

細菌やウイルスなどが動物の口のなかや爪にいる場合があるので、口移しでエサを与えたり、スプーンや箸の共用はやめましょう。動物を布団に入れて寝ることも、知らないうちにひっかかれたりするので注意が必要です。

●動物に触ったら、必ず手を洗う

知らないうちに唾液や粘液に触れたり、傷口などに触ってしまうこともあるので、動物に触ったら必ず手を洗いましょう。動物には病気を起こさなくても人には病気を起こす病原体がいることもあります。

●動物の身の回りを清潔に

飼っている動物はブラッシング、爪切りなど、細かく手入れをして清潔にしておきましょう。小屋や鳥かごなどはよく掃除をして、清潔に保

●砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗う

動物が排せつを行いやすい砂場や公園は注意が必要です。とくに子どもが砂遊び、ゲーティングの草とりや土いじりをした後は、充分に手を洗いましょう。また、糞を見つけたら速やかに処理しましよう。

●糞は速やかな処理を!

鳥やハムスターなどの糞が乾燥すると空中に漂い、吸い込みやすくなります。糞に直接触れたり吸い込んだりしないよう気をつけ、素早く処理しましよう。また、散歩の途中などで排せつされた犬などの糞は、放置せずに、必ず飼い主が責任を持って、持ち帰りましよう。

もしも飼犬がいなくなったら!!

すぐにお近くの保健所や警察(交番)などに届けましよう。また次の方法で、保健所などに収容されている犬の情報がわかります。

迷子動物検索テレホンサービス

受付専用ダイヤル ☎048(824)2170

受付時間 午前9時~午後5時(土・日曜、祝日を除く)

●鑑札・狂犬病予防注射済票は必ず犬の首輪につけてください!

犬が迷子になったときでも鑑札がついていれば、番号から飼い主を調べることができます。

問 坂戸保健所 ☎(283)7815

埼玉県動物指導センター ☎048(536)2465





予防注射に行こう！

犬の所有者は、狂犬病予防法により年1回の狂犬病予防注射が義務となっています。平成22年度集合狂犬病予防注射を実施しますので、最寄りの会場で接種してください。

実施日と会場

4月22日(木)

福祉会館駐車場

4月23日(金)

東公民館駐車場

4月24日(土)

川角グラウンド駐車場

4月25日(日)

毛呂山町役場駐車場



受付時間 各日ともに午前9時30分

～11時30分、午後1時～3時

料金 1頭につき3300円

(内訳 注射料金2750円、注射済票交付手数料550円)

※おつりのないようにご用意ください。

新たに犬を飼った場合や、登録手続きを行っていない場合は、右記料金のために登録手数料として3000円が必要です。

注意事項

・生後90日未満の犬は接種できません。

・郵送されたハガキを持参してください。

・犬を日常飼育していて、犬を押さえられる人が連れてきてください。

・糞の後始末は飼い主が必ずしてください。

・犬の首輪は抜けないようにし、手綱は短く持ってください。

・犬の健康状態によっては、接種をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。

町内の動物病院でも狂犬病予防注射は随時受けられます

上記の期間中に接種できない人は、動物病院で接種してください。町では、次の町内動物病院（3病院）と協定を結んでいますので、町内動物病院で接種した場合、郵送されたハガキを持参するとその場で注射済票の交付が受けられます。

・新井動物病院

☎294-0885

・さくた動物病院

☎295-3873

・ヒロ動物病院

☎295-5454

また、町外の動物病院で狂犬病予防注射を接種した場合は、動物病院

で発行された注射済証を役場生活環境課へ持参して、注射済票の交付を受けていただくことになります。

注射済票交付手数料 550円

※注射料金は、各動物病院により多少異なります。

こんな時は届出を！

登録の内容に変更があったときや犬が死亡したときは町への届出が必要です。この届出は正確な犬の登録状況をつかむために必要なものです。ご協力をお願いします。

- ・新たに犬を飼ったとき
- ・飼い犬が死亡したとき
- ・飼い主の住所が変わったとき（町外に転出の場合は、転出先の市町村に届け出てください）
- ・犬の所在地が変わったとき
- ・鑑札を紛失してしまったとき

問 役場生活環境課環境係 ☎29

5-2112内線211・212

